

令和6年度箕面市上下水道局水質検査計画



箕面浄水場

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源と水道水の水質状況
- 4 定期の水質検査を行う地点、項目及び頻度
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 8 水質検査の精度と信頼性保証
- 9 関係者との連携

1 基本方針

- (1) 水道水質基準に適合した安全で良質な水道水をお届けするために、水質検査計画を策定し、これに基づいて計画的に水質検査を実施します。
- (2) 水質検査を行う地点は、水道法で義務づけられている各配水系統の給水栓水(蛇口の水)に加え、原水(浄水処理前の水)及び浄水(浄水場・受水場の出口)についても検査を行います。
- (3) 水質検査を行う項目は、水道法で義務づけられている「色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」と「水質基準項目」に加え、水質管理上必要な「水質管理目標設定項目」等とします。
- (4) 水質検査を行う頻度は、法令と過去の検査結果に基づいて、検査項目に応じて設定します。
- (5) 水源等で水質に異常が生じた場合は、臨時の水質検査を行うなど、水質の安全確保に向け、迅速に対応します。
- (6) 水質検査結果は、評価の上、公表します。

2 水道事業の概要

市の自己水源は箕面川と深井戸(2本)で、それぞれ箕面浄水場・桜ヶ丘浄水場で浄水処理をして給水しています。

また、淀川を水源とする大阪広域水道企業団から水道水を坊島受水場など市内8か所で受水し給水しています。

浄水場の概要、給水状況は次のとおりで、配水区域は2頁【図1】、10頁【図2】に示すとおり、概ね15に分かれています。

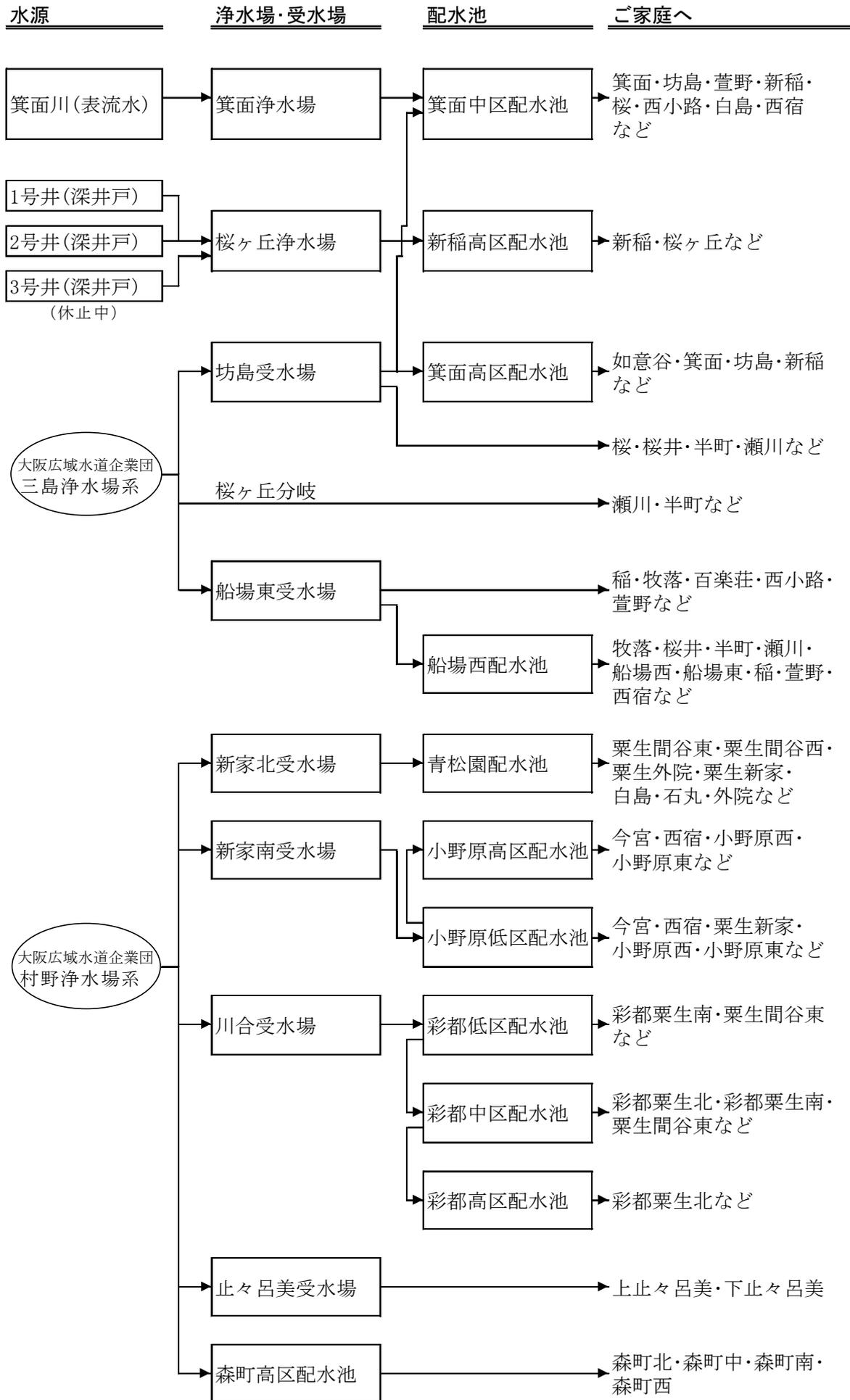
浄水場の概要

浄水場名	所在地	水源	浄水処理方式
箕面浄水場	箕面2丁目	箕面川表流水 (箕面取水場)	凝集、高速繊維ろ過、 膜ろ過及び塩素消毒
桜ヶ丘浄水場	桜ヶ丘2丁目	深井戸 1号井(半町)、 2号井(半町)、 (休止中) 3号井(桜ヶ丘)	前塩素消毒、酸化沈殿 及びマンガン接触ろ過

給水状況(令和4年度)

給水人口	138,729人
1日最大給水量	45,335 m ³ (1人1日 327 L)
1日平均給水量	39,350 m ³ (1人1日 284 L)

【図1】 配水系統図



3 水源と水道水の水質状況

(1) 水源の水質状況

《箕面浄水場》

箕面川から表流水を取水しており、通常時は良好な状態を保っていますが、上流に箕面川ダムがあるため、夏期等に浄水処理に障害を及ぼす藻類の発生が懸念されます。また、降雨時には水質が悪化し、濁度・色度・有機物等の濃度が上昇するため、これらの除去に留意した浄水処理を行っています。

《桜ヶ丘浄水場》

1号井(半町)、2号井(半町)の2本の深井戸から地下水を取水しており、水質は安定していますが、地質に由来する高濃度の鉄・マンガンの除去に留意した浄水処理を行っています。

各原水の通常時の状況を表すため、水質検査結果の平均値を【表1】に示します。

(2) 水道水の水質状況

給水栓水(蛇口の水)の水質検査結果の最大値(市内給水栓水の全地点)は【表2】に示すとおりで、最大値においても水質基準を十分に満たしており、安全で良質な水道水です。なお、グラフは水質基準に対する割合で示しています。

【表1】 原水の水質検査結果（令和4年度平均値）

検査項目			浄水場名		桜ヶ丘浄水場				
			水源名		箕面川	1, 2, 3号井混合	1号井(半町)	2号井(半町)	3号井(桜ヶ丘)
			単位		表流水	地下水	地下水	地下水	地下水
病原微生物	一般細菌	個/mL	110	0	0	0	休止中		
	大腸菌	---	(+)	(-)	(-)	(-)	---		
金属類	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	---		
	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	---		
	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	---		
	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	---		
	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	<0.001	<0.001	0.002	---		
	六価クロム化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	---		
無機物	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	---		
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001	<0.001	---	---	---		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	<0.1	<0.1	<0.1	---		
	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	<0.08	0.08	<0.08	---		
	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---		
一般有機化学物質	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	---		
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	---		
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	---		
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	---		
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	---		
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	---		
色	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---		
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	---		
	鉄及びその化合物	mg/L	0.06	1.51	2.71	1.09	---		
	銅及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---		
味	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.7	17.6	16.7	19.1	---		
色	マンガン及びその化合物	mg/L	0.007	0.509	0.657	0.324	---		
味	塩化物イオン	mg/L	6.3	14.1	9.1	19.1	---		
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	74	69	84	---		
	蒸発残留物	mg/L	98	193	218	228	---		
発泡	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	---	---	---		
におい	ジェオスミン	mg/L	<0.000001	<0.000001	---	---	---		
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001	<0.000001	---	---	---		
発泡	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.002	<0.002	---	---	---		
におい	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.0005	---	---	---		
味	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	<0.3	<0.3	<0.3	---		
基礎的性状	pH値	---	7.9	6.7	6.9	6.6	---		
	臭気	---	微藻臭	金気臭	金気臭	硫化水素臭	---		
	色度	度	4	4	6	4	---		
	濁度	度	1.1	1.0	0.8	0.2	---		

備考 < は右側数値未満であることを表します。

4 定期の水質検査を行う地点、項目及び頻度

(1) 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

各配水系統の給水栓(蛇口)に設置された自動水質測定装置(給水モニター)で常時監視あるいは1日1回巡視にて実施します。

検査地点は次のとおりです。

配水系統	採水地点	備考
箕面中区配水池系統	萱野1丁目	自動水質測定
新稲高区配水池系統	桜ヶ丘3丁目	自動水質測定
箕面高区配水池系統	箕面7丁目	自動水質測定
坊島受水場系統	瀬川3丁目	自動水質測定
桜ヶ丘分岐系統	瀬川1丁目	
船場東受水場系統	牧落2丁目	
船場西配水池系統	半町4丁目	自動水質測定
青松園配水池系統	栗生新家5丁目	自動水質測定
彩都低区配水池系統	栗生間谷東2丁目	自動水質測定
彩都中区配水池系統	彩都栗生南6丁目	自動水質測定
彩都高区配水池系統	彩都栗生北4丁目	自動水質測定
小野原高区配水池系統	小野原東6丁目	自動水質測定
小野原低区配水池系統	小野原東3丁目	自動水質測定
止々呂美受水場系統	下止々呂美	自動水質測定
森町高区配水池系統	森町中1丁目	自動水質測定

(2) 水質基準項目の検査

水質基準は、水道法にもとづき、人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについて51項目が設定され、この基準に適合した水の供給と定期的な水質検査が義務づけられます。

この51項目すべてについて、原則として各配水系統の給水栓水(蛇口の水)で、法令で定められた回数を実施するほか、一部の項目についてはそれ以上実施します。

法令よりも頻度を高めて実施する項目と理由は次のとおりです。

- ・亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩素酸、鉄及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)

(理由：原水又は消毒剤に含まれるなど、濃度の変動があるため)

また、浄水処理が適正に行われていることを確認するため、原水(浄水処理前の水)、浄水(浄水場・受水場の出口)についても検査を行います。

検査項目と頻度は7頁に、検査地点は10頁【図2】に示すとおりです。

	項 目	水 質 基 準	法令に定める 検 査 頻 度	実施する検査頻度(回/年)			
				給水栓	浄 水	原 水	
						表流水	地下水
病原 微生物	1 一般細菌	100個/mL以下	1月に1回以上	12	12	12	12
	2 大腸菌	検出されないこと	1月に1回以上	12	12	12	12
金属類	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
無機物	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
一般有機 化学物質	14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
消毒副 生成物	21 塩素酸	0.6 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	--	--
	22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	3月に1回以上	4	4*	--	--
	23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	3月に1回以上	4	4*	--	--
	25 ジブromokロロメタン	0.1 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	26 臭素酸	0.01 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	27 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	3月に1回以上	4	4*	--	--
	29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	--	--
	31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	3月に1回以上	4	4*	--	--
色	32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
	34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
味	36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
色	37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	38 塩化物イオン	200 mg/L以下	1月に1回以上	12	12	12	12
味	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	3月に1回以上	12	12	12	12
	40 蒸発残留物	500 mg/L以下	3月に1回以上	4	4	4	4
発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	3月に1回以上	1	4	4	2
におい	42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に月1回以上	発生時期に実施			
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下					
発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	3月に1回以上	1	4	4	2
におい	45 フェノール類	0.005 mg/L以下	3月に1回以上	1	4	4	2
味	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	1月に1回以上	12	12	12	12
基礎的 性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	1月に1回以上	12	12	12	12
	48 味	異常でないこと	1月に1回以上	12	12	--	--
	49 臭気	異常でないこと	1月に1回以上	12	12	12	12
	50 色度	5度以下	1月に1回以上	12	12	12	12
	51 濁度	2度以下	1月に1回以上	12	12	12	12

- ・陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類は、配水過程で濃度が上昇しないため、給水栓での検査は年1回とし、浄水で年4回検査を行います。
- ・ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、水源でかび臭の発生するおそれのある期間に月1回検査を行います。
- ・*印 受水については村野浄水場系、三島浄水場系で各1か所、年1回検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目の検査

この項目は、水質基準とすることは見送られたものの、今後水道水中でも検出される可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定されました。

検査地点は水質基準項目と同様で、検査項目と頻度は次のとおりです。

なお、共同検査・委託検査項目については自己水系の給水栓水（農薬、PFOS・PFOA は浄水）についてのみとします。

項	目	目 標 値	実 施 す る 検 査 頻 度 (回 / 年)		
			給水栓	浄 水	原 水 (表流水・地下水)
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	4	4	4
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4
5	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ☆	0.08mg/L以下	1	--	--
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	--	--	--
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	--	--	--
9	ジクロロアセトニトリル ☆	0.01mg/L以下(暫定)	1	--	--
10	抱水クロラール ☆	0.02mg/L以下(暫定)	1	--	--
11	農薬類 ☆	検出値と目標値の比の和として1以下	--	1~3年に1回	--
12	残留塩素	1mg/L以下	12	12	--
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L以下	12	12	12
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	12
15	遊離炭酸	20mg/L以下	--	4	--
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	--	--	--
19	臭気強度(TON)	3以下	--	--	--
20	蒸発残留物	30~200mg/L以下	4	4	4
21	濁度	1度以下	12	12	12
22	pH値	7.5程度	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	--	4	--
24	従属栄養細菌 ☆	2,000集落/mL以下(暫定)	4*	--	--
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	4	4
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) ☆	0.00005mg/L以下(暫定)	--	2	--

・亜塩素酸、二酸化塩素は、浄水処理に二酸化塩素を使用しないので、検査を行いません。

・農薬類は測定対象農薬について検査を行います。

・有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は水質基準である有機物(全有機炭素(TOC)の量)の検査をするため省略します。

・臭気強度(TON)は臭気発生時など必要時に検査を行います。

・☆印 共同検査・委託検査項目です。(共同検査とは市町村水道水質共同検査であり、大阪広域水道企業団で実施)

・*印 受水については村野浄水場系、三島浄水場系で各1か所、年4回検査を行います。

(4) その他の項目の検査

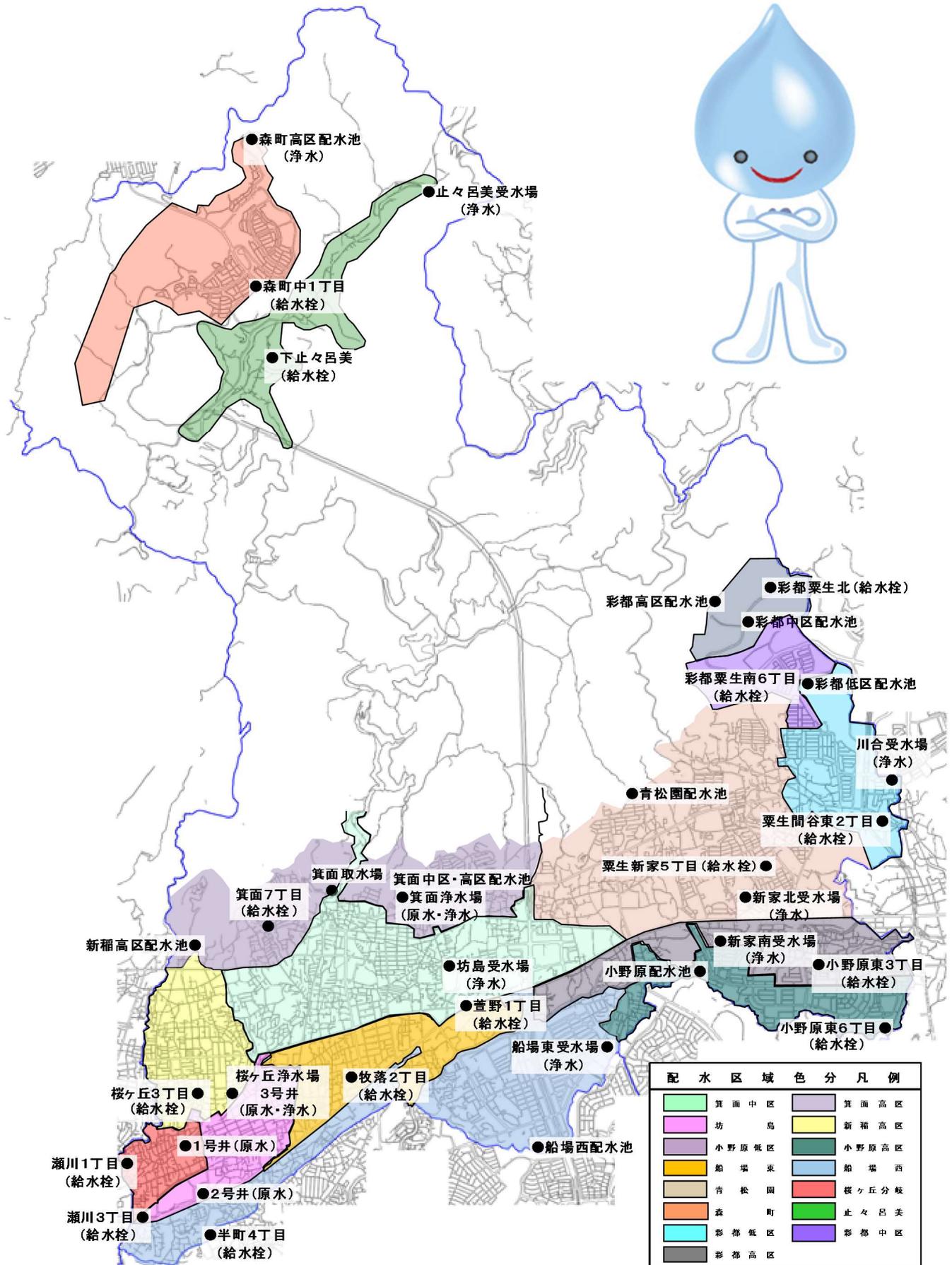
自己水について耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウム等とその指標菌(嫌気性芽胞菌、大腸菌)、原水の汚濁指標であるアンモニア態窒素等についても検査を実施します。

また、ダイオキシン類については、情報・知見収集のため、自己水について1～3年に1回検査を実施します。

項 目	目 標 値	実施する検査頻度(回/年)				
		給水栓	浄 水	原 水		
				表流水	地下水	
1	クリプトスポリジウム	検出されないこと	--	4*	4	--
2	ジアルジア	検出されないこと	--	4*	4	--
3	嫌気性芽胞菌	---	--	--	6	12
4	大腸菌	---	--	--	6	12
5	アンモニア態窒素	---	--	--	12	12
6	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下(暫定)	--	1～3年に1回	--	--
7	マイクロキスチン	0.0008mg/L以下(暫定)	--	適時	適時	--
8	ペルフルオロヘキサン スルホン酸(PFHxS)	---	--	2 (自己水)	--	--

- ・*印 桜ヶ丘浄水場は過去の指標菌の検査結果より「汚染の可能性が低い」ことからクリプトスポリジウム等の検査は浄水のみ年1回とし、指標菌である嫌気性芽胞菌及び大腸菌の検査を年12回実施します。
- ・マイクロキスチンは、箕面川ダムにおいてアオコの発生時に検査します。なお、目標値はマイクロキスチンLRの値です。

【图2】 検査地点图



5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合に実施し、供給する水の安全性が確認されるまで行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査の方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査を行います。

水質管理目標設定項目については原則として厚生労働省の通知に基づく方法により検査を行います。

自己検査と委託検査の区分については【表 3】のとおりで、委託検査は大阪府茨木保健所、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び水道法に基づく登録検査機関で行います。

7 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

お届けしている水道水が水質基準などに適合していることを確認するとともに、水質について評価を行い、さらに安全で良質な水の供給をめざします。

また、年度ごとに水質検査結果などをもとに検査計画を見直し、次年度の計画を策定して、公表します。

8 水質検査の精度と信頼性保証

原則として水質基準値及び目標値の10分の1の濃度まで測定し、その濃度についても精度の高い測定に努めます。

また、国、大阪府などが実施する外部精度管理に参加し、信頼性の確保に努めます。

9 関係者との連携

水道水を受水している大阪広域水道企業団とは常時緊急連絡が取れる体制を整えています。

また、近隣水道事業者でつくる各種協議会の緊急連絡体制を整備しています。

【表3】 自己検査と委託検査の区分

(1) 色及び濁り並びに消毒の残留効果

項 目	検 査 体 制
1 色	自己検査
2 濁り	
3 消毒の残留効果	

(2) 水質基準項目

項 目	検 査 体 制
1 一般細菌	自己検査
2 大腸菌	自己検査
3 カドミウム及びその化合物	自己検査
4 水銀及びその化合物	自己検査
5 セレン及びその化合物	自己検査
6 鉛及びその化合物	自己検査
7 ヒ素及びその化合物	自己検査
8 六価クロム化合物	自己検査
9 亜硝酸態窒素	自己検査
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	自己検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己検査
12 フッ素及びその化合物	自己検査
13 ホウ素及びその化合物	自己検査
14 四塩化炭素	自己検査
15 1,4-ジオキサン	自己検査
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	自己検査
17 ジクロロメタン	自己検査
18 テトラクロロエチレン	自己検査
19 トリクロロエチレン	自己検査
20 ベンゼン	自己検査
21 塩素酸	自己検査
22 クロロ酢酸	共同検査
23 クロロホルム	自己検査
24 ジクロロ酢酸	共同検査
25 ジブロモクロロメタン	自己検査
26 臭素酸	自己検査
27 総トリハロメタン	自己検査
28 トリクロロ酢酸	共同検査
29 ブロモジクロロメタン	自己検査
30 ブロモホルム	自己検査
31 ホルムアルデヒド	共同検査
32 亜鉛及びその化合物	自己検査
33 アルミニウム及びその化合物	自己検査
34 鉄及びその化合物	自己検査
35 銅及びその化合物	自己検査
36 ナトリウム及びその化合物	自己検査
37 マンガン及びその化合物	自己検査
38 塩化物イオン	自己検査
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己検査
40 蒸発残留物	自己検査
41 陰イオン界面活性剤	共同検査
42 ジェオスミン	共同検査
43 2-メチルイソボルネオール	共同検査
44 非イオン界面活性剤	共同検査
45 フェノール類	共同検査
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	自己検査
47 pH値	自己検査
48 味	自己検査
49 臭気	自己検査
50 色度	自己検査
51 濁度	自己検査

(3) 水質管理目標設定項目

項 目	検 査 体 制
1 アンチモン及びその化合物	自己検査
2 ウラン及びその化合物	自己検査
3 ニッケル及びその化合物	自己検査
4 1,2-ジクロロエタン	自己検査
5 トルエン	自己検査
6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	共同検査
7 亜塩素酸	不要
8 二酸化塩素	不要
9 ジクロロアセトニトリル	共同検査
10 抱水クロラール	共同検査
11 農薬類	共同検査
12 残留塩素	自己検査
13 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己検査
14 マンガン及びその化合物	自己検査
15 遊離炭酸	自己検査
16 1,1,1-トリクロロエタン	自己検査
17 メチル-tert-ブチルエーテル	自己検査
18 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	自己検査
19 臭気強度(TON)	自己検査
20 蒸発残留物	自己検査
21 濁度	自己検査
22 pH値	自己検査
23 腐食性(ランゲリア指数)	自己検査
24 従属栄養細菌	共同検査
25 1,1-ジクロロエチレン	自己検査
26 アルミニウム及びその化合物	自己検査
27 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	共同検査

(4) その他の項目

項 目	検 査 体 制
1 クリプトスポリジウム	委託検査 (大) (保)
2 ジアルジア	委託検査 (大) (保)
3 嫌気性芽胞菌	自己検査
4 大腸菌	自己検査
5 アンモニア態窒素	自己検査
6 ダイオキシン類	委託検査 (登)
7 ミクロキスチン	委託検査 (大)
8 ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	共同検査

※ 共同検査：市町村水道水質共同検査
(大阪広域水道企業団)

※ 委託先
(大) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
(保) 大阪府茨木保健所
(登) 水道法に基づく登録検査機関

この水質検査計画について皆様のご意見をお寄せ下さい

(問合せ先) 箕面市上下水道局浄水室
所在地 箕面市箕面 2-7-1
電話 072-722-5941
ファクス 072-722-4413

箕面市上下水道局キャラクター
みのんちゃん

